

○玄海町特定建設工事共同企業体取扱要綱

平成25年4月26日
要綱第24号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事(以下「町工事」という。)の確実かつ円滑な施工を図ることを目的として結成する共同企業体の基本的要件、結成手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(施工対象工事)

第2条 共同企業体により競争を行わせることができる工事は、次の各号のとおりとする。

- (1) 土木一式工事にあっては設計金額が3億円以上
- (2) 建築一式工事にあっては設計金額が5億円以上
- (3) 電気工事、管工事にあっては設計金額が1億円以上

(ただし、電気及び管工事を併せて設備工事として行う場合にあっては設計金額が2億円以上)

- (4) その他の工事及び上記(1)(2)(3)の工種であっても、町長が認めるものにあっては設計金額が1億円以上

(構成員数)

第3条 共同企業体を構成する建設業者(以下「構成員」という。)の数は、2又は3社とし、工事ごとに定めるものとする。

(構成員の組合せ)

第4条 構成員の組合せは、発注工事に対応する業種に係る等級区分が最上位等級に認定されている者の組合せ、あるいは最上位等級及び第2位等級に認定されている者の組合せとする。

2 構成員は原則として県内業者とする。ただし、高度な技術を要する工事や特殊工事等については、県外業者を構成員とができるものとし、また、町工事の性質上真にやむを得ない場合に限り県外業者のみを構成員とすることができるものとする。

(構成員の要件)

第5条 すべての構成員は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 当該工事に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること。
- (2) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、かつ、当該工事と同種工事の施工実績を有しなければならないものとして、当該工事を所管する課長(以下「工事所管課長」という。)が工事ごとに定める工事の施工実績に関する要件を満たすこと。
- (3) 建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得るものであること。

(形態及び出資比率)

第6条 共同企業体の形態は共同施工方式(甲型)とし、構成員の出資割合は各構成員の工事に関与する割合に応じて定め、各構成員の施工能力を反映した適正なものとする。

また、構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、当該企業体の構成員数に応じ、次の割合以上でなければならない。

構成員数	最小出資比率	構成員数	最小出資比率
2社	30%	3社	20%

(代表者)

第7条 代表者は、同一の等級の者の間ではより大きな施工能力を有する者、等級の異なる者の間では上位の等級の者であるものとする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(結成手続き)

第8条 工事所管課長は、共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ、その旨及び次の各号に掲げる事項を公示し、これにより資格認定の申請を行わせるものとする。

- (1) 共同企業体により競争を行わせる工事である旨及び当該工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事の概要
- (4) 共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の要件、出資比率要件及び代表者要件
- (5) 認定資格の有効期間
- (6) 資格審査申請に必要な書類
- (7) 資格審査申請の受付期間及び受付場所
- (8) その他、工事所管課長が必要と認める事項

2 資格認定の申請を行おうとする共同企業体は、次の各号に掲げる書類を町長に提出するものとする。

- (1) 共同企業体協定書(様式第1号)
- (2) 共同企業体編成表(様式第2号)
- (3) その他資格審査に必要と認める書類
(資格審査等)

第9条 前条の規定により資格審査申請があった共同企業体について資格審査を行い、適格なものを有資格共同企業体として認定する。

2 前項による認定は、認定の対象となった工事についてのみ有効とするものとする。
(特定建設業の許可の有無)

第10条 共同企業体による工事の施工において建設業法施行令第2条に定める金額以上となる下請契約は、構成員のうち1社以上(できる限り当該共同企業体の代表者が含まれていること。)が建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けたものである場合に限り締結できるものとする。
(存続期間等)

第11条 町工事の契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、原則として当該工事に係る請負契約の履行後3月を経過した日までとするが、必要がある場合は請負契約の履行後12月以内までとすることができます。ただし、当該期間満了後において、当該工事につき、かし担保責任がある場合は、各構成員は連帶してその責めを負うものとする。

2 当該工事につき結成された共同企業体のうち、契約の相手方とならなかつたものは、当該工事に係る請負契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。
(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月30日から施行する。
- 2 従前の玄海町建設工事共同企業体取扱要領(平成14年11月6日公示)は、廃止する。